

令和8年度大学生求職者開拓事業実施要綱 (就職活動にかかる旅費支援)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、令和8年度高知県福祉人材センター運営事業委託業務契約書第1条第4項の規定に基づき、高知県外の大学及び専門学校に在籍する学生求職者（以下、「県外学生」という。）の高知県内での就職活動に係る旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 県外学生が高知県内での就職活動を行う際に在籍する大学及び専門学校の所在地から高知県内の目的地までの移動等に要した経費の一部を支援することにより、県内の福祉事業所の人材確保を促進することを目的として、予算の範囲内で助成する。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる高知県内での就職活動とは、ふくし就職フェアの参加（オンラインでの参加は除く。）、高知県内福祉事業所での職場見学、職場体験の実施とする。

2 高知県福祉人材センターが実施する「ふくし就職フェア」に参加し、福祉・介護事業所と面談する。または職場体験もしくは見学を2か所以上行うこととする。

3 助成回数は1人3回までとする。

(助成の申請等)

第4条 旅費の助成を受けようとする者は、就職活動を行う日の一週間前までに別記様式1『高知県内就職活動旅費助成申請書』を社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）会長に提出しなければならない。

2 申請した就職活動が終了した日から30日を経過する日又は就職活動が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式2『高知県内就職活動終了報告書』を県社協会長に提出しなければならない。

(旅費の助成)

第5条 助成する旅費は、県社協旅費規程第2条第2項の規定に準じて算定した往復旅費の額（千円未満切捨て）の半額とする。（別表「大学別助成額一覧表」のとおり）

2 別表「大学別助成額一覧表」に掲載されていない学校に在籍する学生から申請があった場合は、前項と同じ方法で算出した額とする。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。

2 この要綱の適用期間は、令和8年4月20日から令和9年3月31日までとする。